

平成31年度予算における
地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障関係経費

【歳入】

(単位:千円)

項目	予算額
地方消費税交付金	108,000
うち社会保障財源化分	44,000

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		予算額	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	児童福祉事業	69,948	58,066	11,882
	母子福祉事業	5,085	368	4,717
	高齢者福祉事業	4,659	3,075	1,584
	障がい者福祉事業	166,501	119,751	46,750
	小計	246,193	181,260	64,933
社会保険	国民健康保険事業	60,754	28,689	32,065
	介護保険事業	81,902	2,644	79,258
	後期高齢者医療保険事業	20,201	11,859	8,342
	国民年金事業	69	69	0
	小計	162,926	43,261	119,665
保健衛生	ひとり親家庭医療給付事業	1,634	938	696
	乳幼児医療給付事業	4,073	2,357	1,716
	予防事業	19,527	1,857	17,670
	診療所事業	136,892	10,000	126,892
	小計	162,126	15,152	146,974
合計		571,245	239,673	331,572
一般財源のうち地方消費税交付金(社会保障財源化分)		/	/	44,000

この表は、改正地方税法第72条の116第2項(地方消費税の用途)の規定により、増収となる地方消費税交付金の用途については、「消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする」とされているため、その経費を明示したものである。

※社会保障4経費その他社会保障施策

社会保障4経費・・・子ども・子育て、医療、介護、年金に係る経費

その他社会保障施策・・・社会福祉・社会保険・保健衛生

「社会福祉」・・・児童福祉、母子福祉、高齢者福祉、障がい者福祉など

「社会保険」・・・国民健康保険、介護保険、年金など

「保健衛生」・・・医療、感染症その他の疾病の予防対策、健康増進対策など